

# 有限責任中間法人 首都圏マンション管理士会 定 款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、有限責任中間法人首都圏マンション管理士会(以下、「当法人」という。)と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に定めるマンション管理士制度の社会への定着とマンション管理士の業務活動を支援することにより、マンション管理の適正化を推進し、もって社員相互の発展に資することを目的とし、次の事業を行う。

- 一 国民を対象とするマンション管理士制度の周知と啓発
- 二 管理組合等を対象とするマンション管理士の紹介と顧問契約の斡旋
- 三 管理組合役員等を対象とする相談会及びセミナーの開催並びに講師の派遣
- 四 マンション管理に関する調査研究及び公的機関の調査研究業務の受託
- 五 マンション管理士を対象とする研修会の開催
- 六 マンション管理に関連する国、地方公共団体、公益団体及び関連諸団体との連携と協力
- 七 会報の発行及び出版
- 八 当法人社員の福利厚生等事業
- 九 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(基金の総額)

第 4 条 当法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金 3 0 0 万円とする。

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、会報に掲載してする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 6 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 7 条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

## 第 2 章 社 員

(入社)

第 8 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(経費の負担)

第 9 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

- 2 既に納付した経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社)

第 10 条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して、

予め退社の予告をするものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- 一 総社員の同意
- 二 死亡又は解散
- 三 除名
- 四 前各号のほか規約で定める事由の発生

(除名)

第 11 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 12 条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 13 条 当法人の設立時における社員の氏名及び住所は次の通りとする。

神奈川県川崎市

社員 岡崎 泰造

埼玉県さいたま市

社員 竹内 幹吉

東京都港区

社員 青木 みなみ

東京都世田谷区

社員 岡本 光弘

東京都町田市

社員 親泊 哲

東京都北区

社員 小宮山 義明

神奈川県横浜市

社員 高井 定博

埼玉県さいたま市

社員 澤田 博一

埼玉県川口市

社員 東原 義人

東京都大田区

社員 山口 実

千葉県船橋市

社員 吉田 嘉一

### 第 3 章 社 員 総 会

(社員総会)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年 1 回、2 月に東京で開催する。臨時総会は必要の都度開催する。

(総会の権限)

第 15 条 社員総会はこの定款に定めるもののほか、別に規約で定める事項を決議する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、理事長がこれを招集するものとする。

2 社員総会の招集は、理事の過半数で決する。

3 社員の 5 分の 1 以上の請求があった時は、理事会は総会の開催を決議しなければならない。

4 監事の 1 名以上が当法人の事業の執行と財産の運用に不整があると認めるときは、監事は総会を招集することが出来る。

(開催通知)

第 17 条 理事長は総会の開催日時、場所及び議案を原則として総会開催日の 10 日前までに各社員に対して発送しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数で議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、当法人の定款の改廃及び当法人の解散は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の四分の三以上で議決する。

(議決権)

第 19 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事 2 名がこれに自署するものとする。

## 第 4 章 理事および監事等

(員数)

第 22 条 当法人には、7 名以上 13 名以内の理事及び 1 名以上 2 名以内の監事を置く。

(選任方法)

第 23 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から社員総会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び理事の役職は理事の互選により選任する。

3 理事と監事は兼ねることが出来ない。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、就任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 理事及び監事の再任を妨げない。ただし、理事長の再任は一度までとする。

3 理事または監事に欠員が生じたときは、社員の中から理事会の決議により補充することが出来る。この場合、補充された理事及び監事の任期は退任した理事及び監事の任期の満了すべき時までとする。

4 前項の場合において、補充された理事及び監事は、次の定時総会または臨時総会で承認を得なければならない。

(役員職務)

第 25 条 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは理事長の職務を行う。

3 理事は当法人の業務を執行する。

4 監事は当法人の業務の執行及び財務の状況につき監査を行い、その結果を定時総会において報告しなければならない。

(理事会)

第 26 条 理事会は理事で構成する。

2 理事会の業務、運営方法は別に規約で定める。

(理事及び監事の報酬)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の議決を得て、報酬を受け取ることができる。

## 第 5 章 会 計

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(計算書類)

第 29 条 理事長は法令の定めるところに従い、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案とこれらの附属の明細書を作成し、監事の会計監査を経て、定時総会に提出し、その承認を得なければならない。

## 第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 30 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 16 年 12 月 31 日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第 31 条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(定款に規定のない事項)

第 32 条 この定款に規定のない事項は、すべて別に定める規約のほか、中間法人法その他の法令によるものとする。

以上、有限責任中間法人首都圏マンション管理士会を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成 16 年 3 月 3 日

(社員名省略)

平成16年 月 日

神奈川県川崎市			
社員	岡崎	泰造	印
埼玉県さいたま市			
社員	竹内	幹吉	印
東京都世田谷区			
社員	岡本	光弘	印
東京都町田市			
社員	親泊	哲	印
東京都北区			
社員	小宮山	義明	印
神奈川県横浜市			
社員	高井	定博	印
東京都渋谷区			
社員	澤田	博一	印
埼玉県川口市			
社員	東原	義人	印
東京都台東区			
社員	山口	実	印
千葉県船橋市			
社員	吉田	嘉一	印